

山梨県選挙管理委員会告示第十号

平成三十一年一月二十七日執行の山梨県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項の規定による候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成三十一年一月十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中込まさる

制限額 二千九百八万七千二百円